

令和2年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）

配布資料一覧

議事次第

東京都教科用図書選定審議会委員名簿

東京都教育庁事務局職員名簿

諮問（写）

義務教育諸学校用教科書の採択について

〈参考資料〉

1 平成31年度の採択方針（答申）

2 平成30年度の採択方針（答申）

令和2年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）議事次第

日時：令和2年4月16日（木） 午前10時から正午まで
開催方法：電子メール等による開催

1 開会

- ・参加状況の確認 [事務局（教科書担当）から全員へ一斉メール]
- ・委員の参加表明 [各委員から教科書（教科書担当）へ個別メール]

2 会長、副会長選出（互選）

- ・自薦・他薦の依頼 [事務局（教科書担当）から全員へ一斉メール]
- ・各委員の意思・意見表明 [各委員から全員へ一斉メール]
- ・結果のお知らせ [事務局（教科書担当）から全員へ一斉メール]

3 議事

（1）諮問 [事務局（教科書担当）から全員へ一斉メール]

ア 教科書の採択方針について

イ 教科書調査研究資料について

ウ 令和3年度使用教科書採択（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

（2）東京都における教科書制度（義務教育諸学校）

- ・内容確認依頼 [会長から全員へ一斉メール]
- ・各委員の質問・意見 [各委員から全員へ一斉メール]
- ・質問への回答・補足説明等 [事務局から全員へ一斉メール]

（3）審議 「教科書の採択方針について」

- ・過去答申を踏まえた採択方針の確認依頼 [会長から全員へ一斉メール]
- ・各委員の質問・意見 [各委員から全員へ一斉メール]
- ・質問への回答・補足説明等 [事務局から全員へ一斉メール]

（4）答申

- ・各委員の意見表明を踏まえた最終案の提示 [会長から全員へ一斉メール]

4 事務連絡（次回以降の予定） [事務局（教科書担当）→委員及び事務局職員へ一斉メール]

《参考》

東京都教科用図書選定審議会（第2回） 令和2年5月26日（火）午後 予定

東京都教科用図書選定審議会（第3回） 令和2年6月15日（月）午後 予定

5 閉会 [会長から全員へ一斉メール]

東京都教科用図書選定審議会委員名簿

(五十音順 敬称略)

秋	葉	芳	枝	東京都公立中学校PTA協議会理事
伊	藤	秀	一	江東区教育委員会指導室長
伊	藤	節	子	明治学院中学校・東村山高等学校長
小	花	高	子	葛飾区教育委員会教育長
川	口	真	澄	都立臨海青海特別支援学校長
川	崎	淳	子	立川市教育委員会統括指導主事
北	澤	多	美	教育庁都立学校教育部特別支援教育課長
執	行	純	子	調布市教育委員会指導室長
杉	野	学		東京家政学院大学教授
長	島	真	理	東京都特別支援学校PTA連合会副会長
畑	谷	貴	美子	三鷹市教育委員会委員
濱	田	豊	彦	東京学芸大学教授
浜	田	倫	一郎	都立南多摩中等教育学校主任教諭
樋	口	豊	隆	明星大学特任教授
平	井	邦	明	台東区立忍岡中学校長
藤	井	夢		都立石神井特別支援学校主幹教諭
宮	崎	直	人	港区立赤羽小学校長
結	城	圭	絵	東大和市立第五中学校指導教諭
善	本	久	子	都立白鷗高等学校附属中学校長
米	田	裕	治	日野市教育委員会教育長

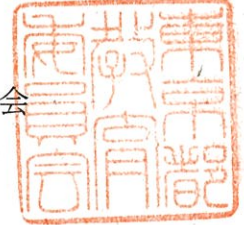
東京都教科用図書選定審議会（第1回） 東京都教育庁事務局職員名簿

職 名	名 前
指 導 部 長	増 田 正 弘
管 理 課 長	中 西 正 樹
義 務 教 育 指 導 課 長	中 嶋 富 美 代
特 別 支 援 教 育 指 導 課 長	丹 野 哲 也
高 等 学 校 教 育 指 導 課 長	佐 藤 聖 一

31 教指管第 1518 号
令和 2 年 4 月 16 日

東京都教科用図書選定審議会長 殿

東京都教育委員会



諮 問

東京都教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第 10 条及び第 13 条第 2 項の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科書の採択についての指導、助言又は援助を行っている。

については、無償措置法第 11 条及び同法施行令第 8 条の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会等が行う教科書採択について指導、助言又は援助を行うため、下記の事項について諮問する。

記

1 教科書の採択方針について

（理 由）

教科書の採択に当たって、採択権者が留意しなければならない事項等について、検討を行う必要がある。

2 教科書調査研究資料について

（理 由）

東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料が、採択のための資料及び他の採択権者に対する指導、助言又は援助のための資料として適切であるかどうか検討する必要がある。

3 令和 3 年度使用教科書採択（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

（理 由）

都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に当たっては、あらかじめ東京都教科用図書選定審議会の意見をきく必要がある。

東京都における教科書制度 (義務教育諸学校)

令和2年4月
東京都教育委員会

概要

- 教科書とは
- 教科書が使用されるまで
- 採択とは、採択の仕組み
- 東京都教育委員会の役割
- 東京都教科用図書選定審議会
- 採択等のスケジュール
- その他

1 教科書の定義・種類

学校において、教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童・生徒用図書であり、次にあたるもの。

(1) 文部科学省検定済教科書

文部科学省の検定を経て発行される教科書

(2) 文部科学省著作教科書

文部科学省が教科書の著作・編集を行った上で発行される教科書

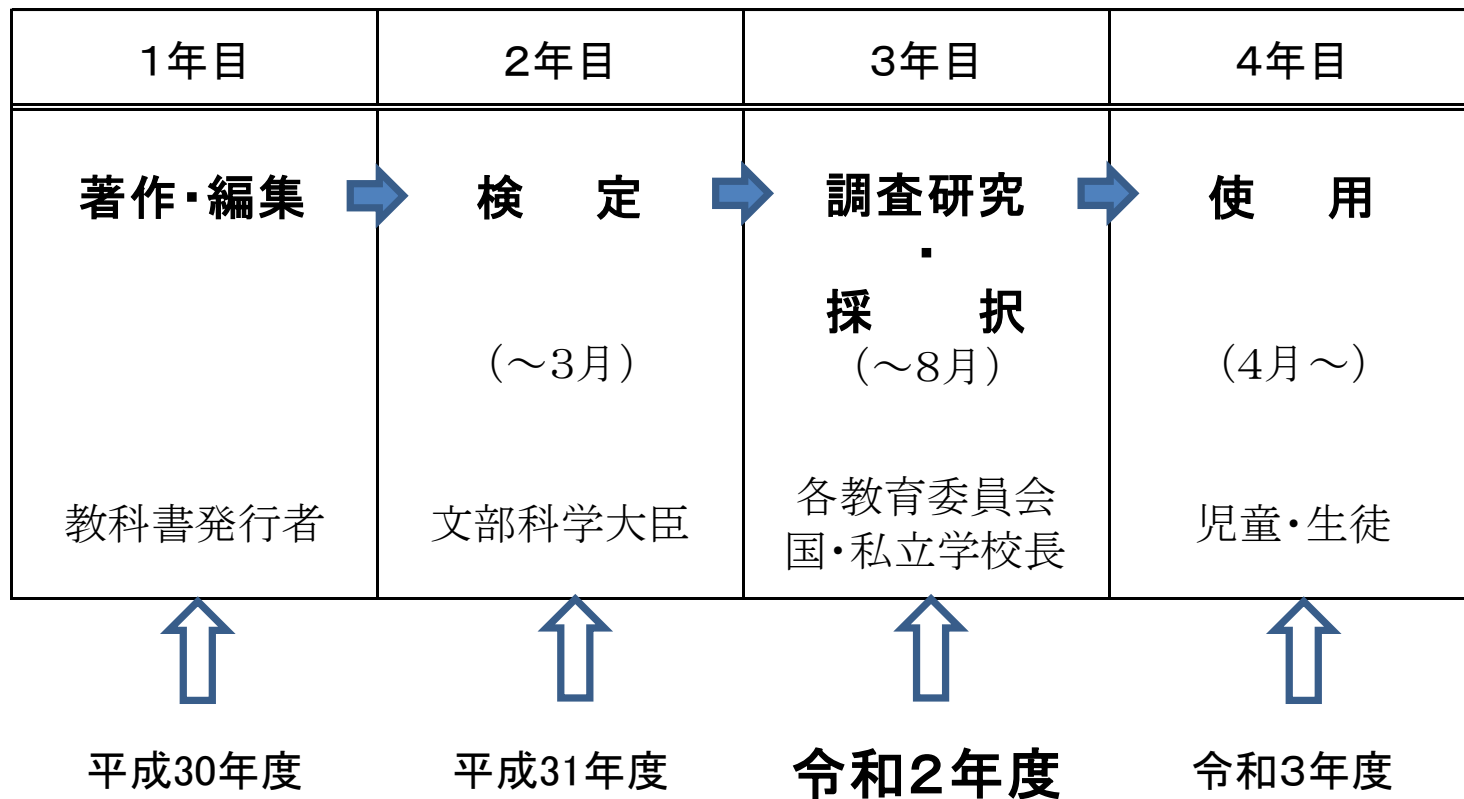
(例) 高校の農業、工業、看護、特別支援学校用 等

(3) 学校教育法附則第9条の規定による教科書(一般図書)～附則9条本

高等学校、特別支援学校・学級において、文部科学省検定済教科書がない場合など特別な場合には、一般図書(市販の図書、点字図書、拡大図書)を教科書として使用することができる。

(例) 絵本、フランス語の図書 等

2 教科書の著作から使用までのサイクル



3 教科書の採択

(1) 採択とは

学校で使用する教科書を決定すること（採択行為は毎年度実施）

☑ 種目ごとに1種の教科書を決定する。

（例）「国語」小1～小6 ⇒ A者の教科書

☑ 義務教育諸学校の教科書は、4年間は毎年度同一の教科書を採択する。

☑ 一般図書（附則9条本）は、毎年度採択替えを行う。

(2) 採択の権限（採択権者）

- ・都立学校 : 都教育委員会
- ・区市町村立学校 : 各区市町村教育委員会
- ・国私立学校 : 各校長

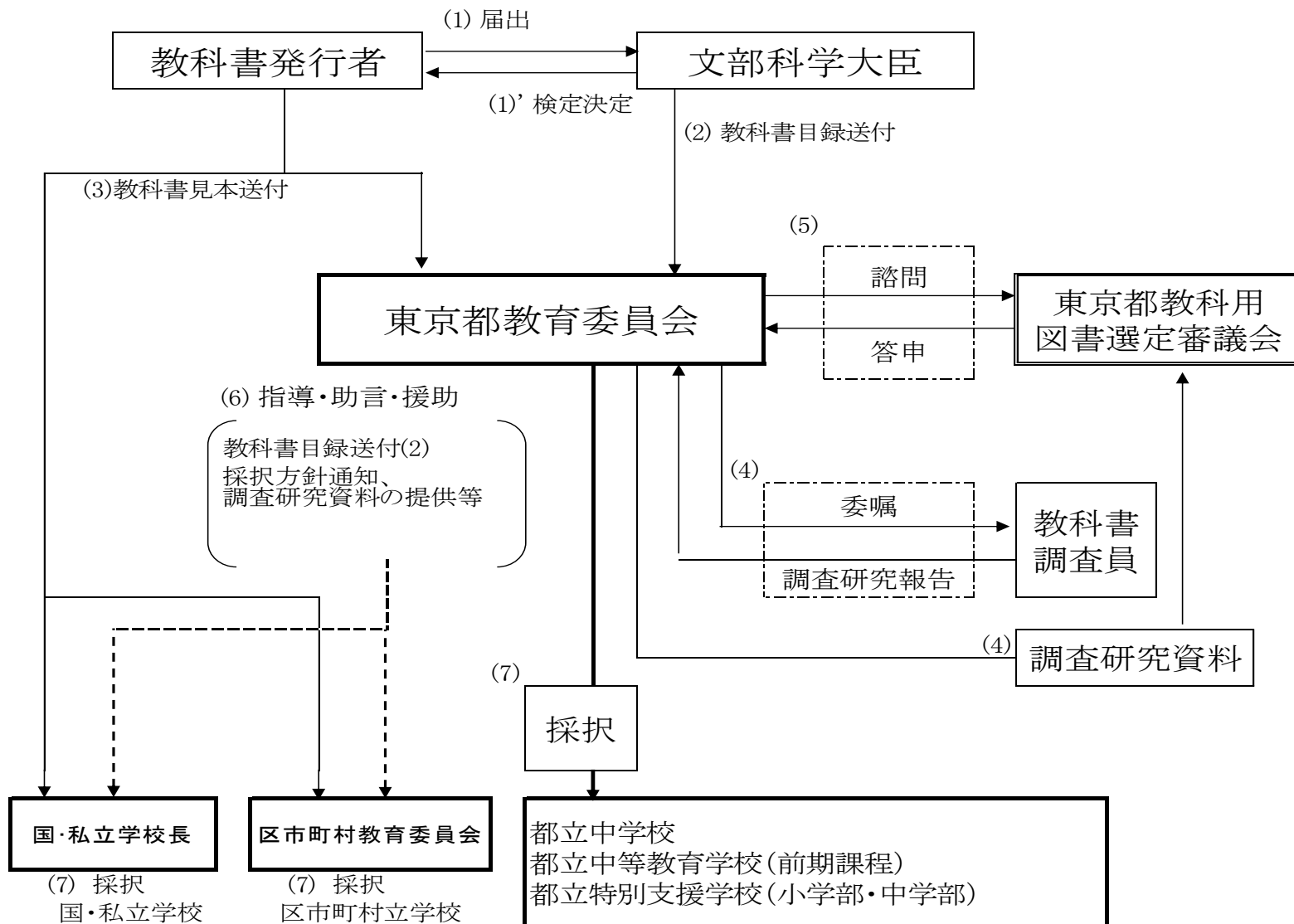
(3) 採択の単位

- ・区市町村立学校 : 区市町村ごと
- ・都立中学校、中等教育学校前期課程 : 学校ごと
- ・都立特別支援学校（小・中学部） : 障害種別ごと（視覚、聴覚、肢体不自由・病弱）

(4) 採択の時期

- ・教科書を使用する年度の**前年度の8月31日まで**に採択する。
- ・9月1日以降、採択した教科書が発行されなくなった場合等、新たに採択する必要が生じたときは速やかに採択替えを行う。

4 採択の仕組み(義務教育諸学校)



5 都教育委員会の役割(義務教育諸学校)

- (1) 都内の義務教育諸学校において使用する教科書の採択の適正な実施を図るため、採択方針を定め、教科書の調査研究を計画・実施する。
- (2) 区市町村教育委員会等の行う採択に関する事務について、東京都教科用図書選定審議会の意見をきいて、適切な指導、助言又は援助を行う。
- (3) 都の区域について、区市町村の区域又はこれらの区域をあわせた地域に教科書採択地区を設定する。
 - ・ 都内の採択地区は 54(一部の町村を除き、区市単位の単独採択地区)
 - ・ 西多摩郡、大島支庁、三宅支庁、八丈支庁の4区域は、複数の町村から構成される共同採択地区
- (4) 都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小・中学部)において使用する教科書について、東京都教科用図書選定審議会の意見をきいて、自ら採択を行う。

6 東京都教科用図書選定審議会

(1) 性格

義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関して、諮問に応じて調査審議等を行う、都教育委員会の附属機関

(2) 委員の構成

20名(学校関係者7名、教育委員会関係者7名、学識経験者4名、保護者代表2名)

(3) 設置期間

毎年度 4月1日から8月31日まで

(4) 所掌事務

- ・都教育委員会の行う採択方針の作成、調査研究資料の作成、その他指導・助言・援助に関する重要事項
- ・都の設置する義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関する事項

(5) 今年度の開催(予定)

- ・第1回 4月16日 教科書の採択方針について
- ・第2回 5月26日 教科書調査研究資料①について
- ・第3回 6月15日 教科書調査研究資料②について
- ・第3回 6月29日 教科書調査研究資料③及び教科書採択資料について

7 採択替え・調査研究の年度

小学校・中学校用教科書は、J法令に基づき、原則として4年ごとに採択替えを行う。その際、調査研究を実施している。ただし、令和2年度は、中学校学習指導要領の改訂に伴い、新たに中学校用教科書(全教科)の調査研究・採択替えを行う。一般図書は、毎年度採択替えを行うことができる。表中では、調査研究を実施する年度を示している。

※太線以降は、新学習指導要領の教育課程実施に伴う教科書

※()書きは、採択替えの年度であるが、文部科学省の検定に新たに合格した教科書がなかったもの

(◎:検定 ●:調査研究・採択 ○:使用開始)

年度(西暦)		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
小学校	検定			◎(道徳)	(◎)	◎				◎	
	調査研究・採択	●			●(道徳)	(●)	●				●
	使用開始		○			○(道徳)	(○)	○			
中学校	検定	◎			◎(道徳)	(◎)	◎				◎
	調査研究・採択		●			●(道徳)	(●)	●			
	使用開始			○			○(道徳)	(○)	○		
一般図書	調査研究・採択			●	●		●	●		●	

■ 令和2年度に行うべきこと(概要)

- 1 特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書について
新しい中学校学習指導要領(平成29年告示)を踏まえた、一般図書の調査研究・採択に関すること
- 2 中学校用教科書について
新しい中学校学習指導要領(平成29年告示)に基づく、中学校用教科書(全教科)の調査研究・採択に関すること
- 3 都立の義務教育諸学校で使用する教科書について
 - (1) 都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)で使用する教科書の調査研究・採択に関すること
 - (2) 都立特別支援学校(小学部・中学部)で使用する教科書の調査研究・採択に関すること

■ 東京都教科書センター(1)

令和2年度東京都教科書センター一覧

令和2年3月現在

	名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	休館日	展 示 教 科 書
1	東京都千代田区教科書センター	101-0048	千代田区神田司町2-16 神田さくら館7階 千代田区立教育研究所内	03-3256-8446	土、日、祝日	小・中・高・特
2	東京都中央区教科書センター	104-0044	中央区明石町12-1 中央区立教育センター	03-3545-9201	土、日、祝日	小・中・一般
3	東京都港区教科書センター	108-0072	港区白金3-18-2 港区立教育センター内【～R02.3.31】	03-5791-5661	土、日、祝日	小・中・高・特・一般
		105-0001	港区虎ノ門3-6-9 港区立教育センター内【R02.4.1～】	03-5422-1541	土、日、祝日	小・中・高・特・一般
4	東京都新宿区教科書センター	169-0072	新宿区大久保3-1-2 新宿区立教育センター内	03-3232-2713	土、日、祝日	小・中・高
5	東京都文京区教科書センター	113-0034	文京区湯島4-7-10 文京区教育センター2階	03-5800-2591	日、祝日	小・中・高・特・一般
6	東京都台東区教科書センター	111-8621	台東区西浅草3-25-16 台東区生涯学習センター6階	03-5246-5924	第2・4・5土曜および学 校長期休業期間中の土曜、 並びに日曜、祝日	小・中・一般
7	東京都墨田区教科書センター	131-0032	墨田区東向島2-38-7 すみだ生涯学習センター内	03-5247-2001	第4月曜日	小・中
8	東京都江東区教科書センター	135-0016	江東区東陽2-3-6 江東区教育センター内	03-3645-7121	土、日、祝日	小・中・高・特・一般
9	東京都品川区教科書センター	141-0031	品川区西五反田6-5-1 品川区立教育総合支援センター内	03-3490-2005	日、祝日	小・中・高・特
10	東京都目黒区教科書センター	153-0061	目黒区中目黒3-6-10 めぐる学校サポートセンター内	03-3715-1531	日、祝日	小・中
11	東京都大田区教科書センター	146-0082	大田区池上1-32-8 大田区教育センター内	03-5748-0801	土、日、祝日	小・中・高・一般
12	東京都世田谷区教科書センター	154-0016	世田谷区弦巻3-16-8 世田谷区立教育センター内	03-3429-0811	日、祝日	小・中・高・特・一般
13	東京都渋谷区教科書センター	150-0001	渋谷区神宮前1-4-1 中央図書館内	03-3403-2591	第1月曜日、 第3木曜日	小・中・高・特
14	東京都中野区教科書センター	165-0027	中野区野方1-35-3 中野区立教育センター内	03-3385-9311	土、日、祝日	小・中
15	東京都杉並区教科書センター	166-0013	杉並区堀ノ内2-5-26 杉並区立済美教育センター内	03-3311-0021	土、日、祝日	小・中
16	東京都豊島区教科書センター	171-0032	豊島区雑司が谷3-1-7 豊島区立教育センター内	03-3590-1251	土、日、祝日	小・中・一般
17	東京都北区教科書センター	114-8546	北区滝野川2-52-10 北区役所滝野川分庁舎3階	03-3908-9287	土、日、祝日	小・中
18	東京都荒川区教科書センター	116-0002	荒川区荒川3-49-1 荒川区立教育センター内	03-3802-5720	土、日、祝日	小・中
19	東京都板橋区教科書センター	173-8501	板橋区板橋2-66-1 板橋区教育支援センター内	03-3579-2615	土、日、祝日	小・中
20	東京都練馬区教科書センター	179-0072	練馬区光が丘6-4-1 練馬区立学校教育支援センター内	03-6385-9911	日、祝日	小・中

■東京都教科書センター(2)

令和2年度東京都教科書センター一覧

令和2年3月現在

	名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	休館日	展 示 教 科 書
21	東京都足立区教科書センター	120-0034	足立区千住5-13-5 足立区立中央図書館内	03-5813-3740	月末、館内整理日 特別整理期間	小・中
22	東京都葛飾区教科書センター	125-0053	葛飾区鎌倉2-12-1 葛飾区立総合教育センター内	03-5668-7601	土、日、祝日	小・中
23	東京都江戸川区教科書センター	133-0041	江戸川区上一色1-8-11 上一色中学校内	03-3674-2863	土、日、祝日	小・中
24	東京都北多摩第二教科書センター	181-8505	三鷹市下連雀9-11-7 三鷹市教育センター内	0422-29-9813	土、日、祝日	小・中
25	東京都西多摩第一教科書センター	198-8701	青梅市東青梅1-11-1 青梅市教育委員会学務課学務係 内線2362	0428-22-1111	土、日、祝日	小・中
26	東京都西多摩第二教科書センター	197-0804	あきる野市秋川1-16-2 中央図書館内	042-558-1108	金、第3火曜日	小・中・一般
27	東京都西多摩第三教科書センター	197-0003	福生市熊川850-1 福生市立中央図書館内	042-553-3111	月曜	小・中
28	東京都西多摩第四教科書センター	198-0105	西多摩郡奥多摩町小丹波82 (奥多摩文化会館2階) 奥多摩町立古里図書館内	0428-85-1618	祝日、月曜	小・中
29	東京都南多摩第一教科書センター	193-0832	八王子市散田町2-37-1 八王子市教育センター内	042-664-1135	土、日、祝日	小・中・一般
30	東京都南多摩第二教科書センター	194-0036	町田市木曾東3-1-3 町田市教育センター内	042-793-2481	土、日、祝日	小・中・高
31	東京都大島教科書センター	100-0104	大島町野増字大宮 大島町野増地域センター内	04992-2-1453	土、日、祝日	小・中・高
32	東京都三宅島教科書センター	100-1212	三宅島三宅村阿古497 三宅島郷土資料館内	04994-5-1454	水曜	小・中
33	東京都八丈島教科書センター	100-1511	八丈島八丈町三根26-6 八丈町立図書館内	04996-2-0797	祝日、月曜	小・中・高
34	東京都教職員研修センター 教科書センター	113-0033	文京区本郷1-3-3 東京都教職員研修センター内	03-5800-4179	土、日、祝日	小・中・高・特・一般

※小：小学校用教科書 中：中学校用教科書 高：高等学校用教科書 特：特別支援学校用教科書 一般：一般図書（附則9条図書）

■ デジタルコンテンツについて

(1) 学習者用デジタル教科書

- ・紙の教科書と同じ内容をデジタル化したもので、タブレット端末等で児童・生徒が使用(拡大機能・音声読み上げ、背景色や文字色の変更などの機能付き)
- ・学校教育法の改正により、平成31年度から教育課程の一部又は全部において、通常の紙の教科書に代えて使用が可能【ただし、紙の教科書との併用が原則】

(2) 指導者用デジタル教科書

- ・紙の教科書の内容の一部、動画、参考資料などが掲載され、教員が電子黒板などで拡大提示して使用

(3) デジタル教材

- ・動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料などを掲載
- ・令和2年度使用の小学校用教科書では、多くの発行者が教科書の紙面に「二次元コード」を掲載し、デジタル教材にリンクさせている。

⇒法律上は上記の全てが「電子教材」に当たる(有償)。

■法令

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- 学校教育法、同施行令
- 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律、同法律施行令
- 教科書の発行に関する臨時措置法
- 都教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例、同審議会規則

東京都教科用図書選定審議会

会 長 杉 野 学

教科書の採択方針について（答申）

平成31年4月15日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、平成32年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の指針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

イ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、平成31年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

東京都教科用図書選定審議会

会 長 小林 福太郎

教科書の採択方針について（答申）

平成30年3月22日開催の教育委員会で決定された諮問事項について、下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、平成31年度使用教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 採択権者の教育方針及び学習指導要領を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情を十分配慮すること。
- (4) 採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 小学校及び義務教育学校（前期課程）で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について

東京都教育委員会は小学校及び義務教育学校（前期課程）において使用する教科書について、次の項目について学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように調査研究すること。

ア 内容

イ 構成上の工夫

3 都立特別支援学校の小学部で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について

東京都教育委員会は、都立特別支援学校の小学部で使用する教科書の採択に当たって、児童の障害の状態や特性等を考慮し、次の項目について学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように調査研究すること。

- ア 内容
- イ 構成上の工夫

4 中学校及び義務教育学校（後期課程）で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について

東京都教育委員会は、中学校及び義務教育学校（後期課程）において使用する「特別の教科 道徳」の教科書について、次の項目について学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように調査研究すること。

- ア 内容
- イ 構成上の工夫

5 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する「特別の教科 道徳」の教科書の採択に当たって、中高一貫教育の特色を踏まえつつ、各学校の特色を考慮し、次の項目について各教科書の違いが明瞭にわかるように調査研究すること。

- ア 内容
- イ 構成上の工夫

6 都立特別支援学校の中学部で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について

東京都教育委員会は、都立特別支援学校の中学部で使用する「特別の教科 道徳」の教科書の採択に当たって、生徒の障害の状態や特性等を考慮し、次の項目について学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように調査研究すること。

- ア 内容
- イ 構成上の工夫